

短期退職による 手数料の返戻	1. 職業紹介が成功し、採用された求職者が入社後3ヶ月以内に当該求職者の責による解雇及び自己都合にて退職した場合には、受領した手数料を次の比率により求人者へ返戻することとします。 1) 入社1ヶ月以内 50% 2) 入社2ヶ月以内 30% なお、上記を基準に状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。
---------------------------	--